

銀行法改正に関する意見書

2005年12月15日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

利息制限法の制限額を超える利息・賠償額の支払の約定をもって貸付けを行うことを業とする貸金業を営む者には、銀行法第52条の36に基づく許可を与えてはならない。

意見の理由

1 本年10月26日に銀行法等の一部を改正する法律(以下、「改正法」という)が成立し、来年4月から施行される。

現在、金融庁では、銀行代理店をどの範囲で許可するかについてのガイドライン等を作成中とのことであるが、本意見書では、とくに、消費者金融業者や商工ローン業者、クレジット会社などの内、利息制限法の制限を超える利息等の約定に基づいて貸金業を営む者(以下、「高利貸金業者」という)について意見を述べる。

従来は、銀行が100パーセント出資をした子会社等しか銀行代理店となることができないう厳しい参入制限を前提に届出制が採用され、兼業は禁止されていた。

しかし、法改正により次の3種類の業務の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度等が創設された。この代理店業務への参入規制を緩和し、一般の事業者であっても内閣総理大臣の許可を得て銀行代理業者となり(改正法第52条の36、許可制の導入)、内閣総理大臣の承認を受けた上記3種類の業務を兼業することができるものとされたのである(改正法第52条の42、承認制の導入)。

預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結

この法改正をふまえ、今後、高利貸金業者が、銀行代理業への参入を試みることが考えられる。

2 しかし、高利貸金業者は、利息制限法を超える利息等の約定をもって貸金業を営む者であるから、法令違反の営業が常態化しており、十分な社会的信用を有する者とは認められず、改正法第52条の38第1項第2号の要件を充たさないと言うべきであって、前項のどの分野についても代理業を認めるべきではない。

この点、債権回収会社が兼業をなす場合に法務大臣の承認を要するものと定めた債権管理回収業に関する特別措置法第12条を受けて、法務省事務ガイドライン2-3-2が承認の基準を定めていることが参考にされるべきである。同ガイドラインによれば、兼業の内容が法令に抵触したり、債権回収会社としての社会的信用を損なうおそれのある場合には兼業承認をしないものとしている。そして、その具体例として、主要取引先が暴力団員等又はその支配する会社である場合と、利息制限法の制限額を超える利息・

賠償額の支払の約定をもって貸付けを行うことを業とする貸金業を営む場合の二つが例示されている。そもそも銀行代理業者には、債権回収会社と同水準あるいはそれ以上に、社会的信用と法規範の遵守が要求される。法令違反の営業をしていないことが要求されるのは当然のことであるから、銀行代理業の許可及び兼業の承認の基準は、法務省の事務ガイドラインと同程度かそれ以上に厳しいものであってしかるべきである。とすれば、高利貸金業者には、銀行代理業の許可要件を充たす基準に達していないことが明らかである。

- 3 また、高利貸金業者が銀行代理業に参入すると、様々な弊害が生じかねない。
例えば、

銀行代理業者である貸金業者の窓口で、銀行からの借入ができると思って融資の申し込みに行った顧客が、銀行と貸金業者を誤認混同した結果、著しく不利な条件で融資を受けてしまう弊害が生じるおそれがある。

銀行あるいは銀行代理業者である貸金業者が、銀行融資を申し込みに来た顧客に対し、低利の融資を与信できる場合であるにもかかわらず、収益を拡大しようとして、低利の融資の申し込みを拒絶し、高利の貸金業者による融資へ誘導しようとする弊害が生じるおそれがある。

貸金業者が銀行代理業者として知り得た顧客の個人情報を利用して、自己の貸金業の融資の勧誘に用いたりする弊害が生じるおそれがある。貸金業者の情報管理上の銀行代理業との区別は期待できない。

貸金業者が銀行代理業者として契約締結を代理した預金口座を年金・給与等の振込口座として指定することを事実上強制したり、銀行代理業者として知り得た顧客の個人情報を利用するなどして、優先的回収を図ろうとする弊害が生じるおそれがある。

といったことが予想される。

したがって、高利貸金業者に銀行代理業者の許可を与えれば、銀行代理業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められるので、改正法第52条の38第1項第3号の要件を充たさず、許可をするべきではない。

- 4 よって、高利貸金業者には、銀行法第52条の36に基づく許可を与えてはならない。

以上